公職選挙法が改正されました

参議院議員通常選挙からインターネットを使った選挙運動ができるようになります

①有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メールを利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

②候補者・政党等は、ウェブサイト等および電子メールを利用した選挙運動が可能になります。

（注）

・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得るためまたは得させるために、直接または間接に有利な行為のことです。

・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。

ネット選挙運動の解禁で できること できないこと	 候補者	 政　党	 一般有権者	補足・注意事項
 ウェブサイト （HP、ブログ、SNS、動画共有サービス等）	○	○	○	電子メールアドレス等（返信用フォームのURLやSNSのユーザー名などを含む）の表示義務があります。
 電子メール （SMTP方式、電話番号方式）	○	○ ※送信先には一定の制限	×	送信者は、一定の記録の保存義務があります。 送信者の氏名・名称や電子メールアドレス等、一定の事項の表示義務があります。

【禁止行為について】

次の禁止行為は処罰の対象となります。

①選挙運動の方法等に関する規制（例）

・有権者は、電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

・未成年の者は、選挙運動をしてはいけません！

・ホームページや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

・選挙運動が可能な期間以外に選挙運動をしてはいけません！

②誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰（例）

・候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません！

・氏名等を偽って通信してはいけません！

・悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません！

・候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません！

詳しくは、総務省HPをご覧ください。

成年被後見人の人の選挙権が回復します

①平成25年7月1日以後に公示または告示される選挙において、成年被後見人の人の選挙権が回復します。

▶問合せ　選挙管理委員会（総務課内　☎95－0113）